車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第６号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成27年２月27日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
常磐自動車道	福島県双葉郡富岡町大字上手岡字後作175番２から 福島県双葉郡浪江町大字室原八龍内161番２まで
東九州自動車道	福岡県豊前市大字久路土53番３から 大分県宇佐市大字山本字下堂山姥ヶ谷1880番２まで

２．指定する期日

平成27年３月１日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。

１．⑵②ネを次のとおり改める。

ネ　首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）

㈠　あきる野インターチェンジから境古河インターチェンジまでの区間における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じた額を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		境古河
	五　霞	187.680
幸　手	114.240	301.920

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成27年２月27日　　東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑴の表中、

13	常磐自動車道	東京外環自動車道	川口市（川口ジャンクション）から三郷市（三郷インターチェンジ）まで
		常磐自動車道	三郷市（三郷インターチェンジ）から福島県双葉郡富岡町（常磐富岡インターチェンジ）まで
			福島県双葉郡浪江町（浪江インターチェンジ）から宮城県亘理郡亘理町（亘理インターチェンジ）まで

を

13	常磐自動車道	東京外環自動車道	川口市（川口ジャンクション）から三郷市（三郷インターチェンジ）まで
		常磐自動車道	三郷市（三郷インターチェンジ）から宮城県亘理郡亘理町（亘理インターチェンジ）まで

に、

39	一般国道468号	首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）	あきる野市から久喜市まで
40	一般国道468号	首都圏中央連絡自動車道（つくば市から千葉県香取郡神崎町まで）	つくば市から千葉県香取郡神崎町まで

を

39	一般国道468号	首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）	あきる野市から茨城県猿島郡境町まで
			つくば市から成田市まで

に改める。

１．⑵①イ㈠㈠）Ｂ、１．⑵④ロ及び１．⑶⑮ワ㈡㈠ａのうち、「久喜市」を「山武市」に改める。

１．⑵①イ㈠㈡ホ）Ｄを削る。